平成２３年（フ）第２１号
北海道白老郡白老町大町３丁目８番９号
債務者　三戸　正規
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
北海道白老郡白老町大町３丁目８番８号
債務者　三戸　徳重
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
仙台市泉区北中山４丁目20番地の６　ＳＫＹＭＡＲＫ201
債務者　八鍬　昌寿
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９８号
宮城県名取市増田５丁目２番４号
債務者　濱田　浩治
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
鳥取県東伯郡北栄町江北508　プロフ精密株式会社鳥取事業所工作技術グループ、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏282番地１
債務者　味水　　学
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　幸治
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
岡山市北区西山内1956番地
債務者　葛原　眞人
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　威
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１号
愛媛県松山市畑寺２丁目14番24号
債務者　谷口千代子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
福岡県大牟田市明治町２丁目43番地１
債務者　吉冨　久勝
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯村しおり
4　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０９６号
熊本県合志市豊岡2000番地890、住民票上の住所熊本市渡鹿３丁目15番１―609号
債務者　鶴田　幸代
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０５号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2573番地18
債務者　島田　龍吾
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　健一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０６号
熊本県荒尾市下井手1563番地３
債務者　水田　正隆
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　健一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６１号
秋田市川尻若葉町２番21号
債務者　安宅　　繁
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　　昊
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月16日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８１号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目18番地９
債務者　三浦　次男
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　典宏
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月10日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４２号
横浜市泉区中田南４丁目５番31号　メゾンケーエム103
債務者　海老澤民子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８３号
新潟県柏崎市北園町19番12号
債務者　関　　匡修
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月27日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係